

# 兵庫県公報

平成24年8月24日 金曜日 第2417号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	4
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	5
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	5
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	7
病院局公告	
○ 入札公告（県立西宮病院）	13
○ 同 上（県立がんセンター）	18
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	23

## 告 示

### 兵庫県告示第1139号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成24年8月13日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成24年8月24日

兵庫県知事 井戸敏三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
地域ため池総合整備事業	三木田大池地区	平成24年8月24日から 同年9月13日まで	洲本市役所 五色庁舎

### 兵庫県告示第1140号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年8月24日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
篠山市宮代字カラコ78の1
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1141号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市柏原町上小倉字南金ケ山1164の1 から1164の3 まで
  - 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1142号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市青垣町小倉字小倉奥2041の1 から2041の36まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1143号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市青垣町小倉字大戸2066の1から2066の7まで、2066の10、2066の15（次の図に示す部分に限る。）、2066の16から2066の25まで、2066の30、2066の39、2066の40、2067、2068、2069の1、2069の2、2070、2071の1・2071の2・2073・2075・字段ケ端379・380（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字岩屋382の3、字岩屋口389の2、390の2、391の2
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大戸2066の15・2066の16（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、2066の30、2071の1・2071の2・2073・2075・字段ケ端379・380（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、字岩屋382の3、字岩屋口389の2、390の2、391の2
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第1144号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市青垣町小稗字大谷1044の6、1044の9、1044の11
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1145号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市氷上町朝阪字内山2217の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1146号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成24年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
丹波市氷上町朝阪字内山2217の1（次の図に示す部分に限る。）、2217の2
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字内山2217の2（次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第1147号**

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

については、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成24年8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
 名称 葵観光株式会社  
 代表者の氏名 池 田 研 次  
 住所 洲本市物部1丁目6-20
- 2 特定建築物等の名称及び所在地  
 名称 ホワイトハウス洲本店  
 所在地 洲本市物部1丁目58番3、58番4、67番3
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間  
 縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課  
 縦覧期間 平成24年8月24日から同年9月6日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先  
 提出期間 平成24年8月24日から同年9月6日まで  
 提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



**兵庫県告示第1148号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、相生市長から西播都市計画事業相生駅南土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成24年8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**公 告**

**特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請**

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 申請受付年月日 平成24年7月31日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 特定非営利活動法人櫻花会
  - イ 代表者の氏名 磐長谷 勲
  - ウ 主たる事務所の所在地 西宮市神楽町9番10号301
  - エ 定款に記載された目的  
 この法人は、障がいを持つ人々に対して、生活支援や自立支援など福祉に関する事業を行なうとともに、地域の方々との交流を通して、ノーマライゼーションの実現に寄与することを目的とする。
- 2 (1) 申請受付年月日 平成24年7月31日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
  - ア 名称 特定非営利活動法人いなみ野アスレチック
  - イ 代表者の氏名 足 立 源
  - ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町中村641番地の17

## エ 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、スポーツ振興に関する事業を行い、全ての人が、心身ともに健康で、安心して暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 3(1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人バイオマス愛山会さんだ

イ 代表者の氏名 本 岡 昭 次

ウ 主たる事務所の所在地 三田市高次2丁目15番23号104

## エ 定款に記載された目的

この法人は、三田市全域の山林及び樹木に対して、治山治水及び発電発熱に関する事業を行い、三田市民の暮らしに寄与することを目的とする。

## 4(1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人明石アクティヴスポーツ

イ 代表者の氏名 藤 原 由 紀

ウ 主たる事務所の所在地 明石市大久保町大久保町165番地の201 ハッピーマンション202号室

## エ 定款に記載された目的

この法人は、明石市及び近隣地域住民に対して、総合型地域スポーツクラブの運営を中心とした活動による子どもたちの健全育成や地域コミュニティの再構築、スポーツの推進を通して、そのネットワークから豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。

## 5(1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人日本ふれあい協会

イ 代表者の氏名 立 石 優 子

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市三反田町1丁目11番22号 福井文化5号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障がい者に対して、在宅での生活支援及び社会参加に関する事業を行い、高齢者及び障がい者が安心して暮らすことが出来る社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 6(1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人関西フレンド・ケア協会

イ 代表者の氏名 小 川 敏 明

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市食満5丁目6番7号 ファミール園田302号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者及び高齢者の福祉の増進とすべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 7(1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宝塚サージェリーネットワーク

イ 代表者の氏名 宮 脇 英 明

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中筋山手2丁目5番24号 宝塚山手ハイツ204

## エ 定款に記載された目的

この法人は地域住民に対して、世代を超えた人たちがコミュニケーションを取れるよう、伝統芸能・音楽等の文化振興事業、農村との交流支援等を実施し、地域住民の「きづな」づくりと地域の活性化に寄与することを目的とする。

## 8(1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人志澤塾

イ 代表者の氏名 香 山 廣 紀

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市北条永良町39—2

エ 定款に記載された目的

この法人は、経営者または経営者になろうとする者に対して、経営講座など経済活動の活性化に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人在来種と自然を守る会

イ 代表者の氏名 鈴木 啓 祐

ウ 主たる事務所の所在地 川西市新田 3丁目12番 8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く地域の住民に対して、猪名川の河川を中心に在来種が生息でき、自然を満喫できる環境づくりなどに関する事業を行い、社会貢献することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人淡路障害者連絡会

イ 代表者の氏名 大 島 清 司

ウ 主たる事務所の所在地 洲本市山手 3丁目 2番23号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者が豊かに暮らしていける社会づくりを基本理念とし、ノーマライゼーションの普及及び福祉の発展、増進を目指すまちづくりに寄与することを目的とします。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成24年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人よつ葉会

イ 代表者の氏名 松 下 寿 能

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市東難波町 3丁目21番33号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者が地域で自らが主体的に自立した生活をおくることができるよう支援するために障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業及び障害福祉サービス事業等を実施し、また、一般市民の精神障害者に対する正確な認識と理解を深めることを目指して啓発活動や相談に関する事業を行い、すべての人々が暮らしやすい街づくりに寄与することを目的とする。

2(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人あんさんぶる

イ 代表者の氏名 井ノ上 勇二郎

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市鴻池 1丁目 8—20—102

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害のある方々とその家族に対して、住み慣れた地域で一緒に暮らしていくために必要な生活支援に関する事業を行い、地域に根ざした支援を充実させ、社会及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

3(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人自然処

イ 代表者の氏名 竹 内 裕

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市平岡町土山360番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、介護を必要とする高齢者その他支援が必要な人々に対して、宅老所を拠点として、真心のこもったデイサービス・ショートステイ、介護保険法に基づく居宅サービス、高齢者の自立生活支援および高齢者の見守り巡回を兼ねた配食サービスとそれらに関連する事業を行い、全ての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと、高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 4 (1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人姫路YMCA

イ 代表者の氏名 八 杉 光 春

ウ 主たる事務所の所在地 揖保郡太子町原白毛山921番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の青少年に対して地域教育・社会教育に関する事業を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

## 5 (1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人地域生活を考えよーかい

イ 代表者の氏名 李 修 慈

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市鴻池5丁目11番27号

エ 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念に基づき、しょうがい者（児）・高齢者などの支援の必要な方とその家族、21世紀を担う青少年や地域住民に対して、福祉相談、生活支援活動、児童・生徒等への放課後活動や子育て支援などの事業活動を通じて、しょうがいをもつ方と地域住民が共生できるまちづくりや地域福祉の増進、青少年の健全な育成を図ることにより、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 6 (1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人宝塚NPOセンター

イ 代表者の氏名 牧 里 毎 治

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市栄町2丁目1番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、市民活動及び市民活動団体の自立・発展、市民事業の円滑な運営のためのさまざまな支援を行うことによって市民セクターの確立をうながし、さらにNPO・行政・企業との健全で対等なパートナーシップを築き、だれもが安全に安心してらせる市民社会の実現に寄与することを目的とする。

## 7 (1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人風

イ 代表者の氏名 三 嶋 俊 一

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市七松町3丁目16番11号

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に高齢者や障害のある人に対してより良く生活できるよう必要な福祉サービスや職業能力開発に関する事業を行うことにより地域の福祉増進を図ること、及び、高齢者や障害のある人が社会に参加することで生きがいのあるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## 8 (1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人伊丹市土に親しむ会

イ 代表者の氏名 塩 崎 等 一

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市北本町3丁目50番地



## エ 定款に記載された目的

この法人は、伊丹市民が家庭園芸を通して、緑と土に親しむとともに、農業に対する理解と認識を深めるために、農地保全のための市民農園運営事業等を行い、すべての人が健やかに暮らすことのできる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人そよかぜねっと

イ 代表者の氏名 伊 東 久 雄

ウ 主たる事務所の所在地 三木市志染町青山1丁目26番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する精神しょうがい者等に対し、社会復帰を支援する場として障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等を行うと共に、精神保健福祉等の啓発や交流に関する事業を通じて地域社会との相互理解を深め、当事者を取りまく環境をより豊かにすることで、地域での自立した生活及び社会参加を促進し、ひいては人権が尊重され誰もが安心して暮らせる豊かな地域づくり活動の一拠点になることを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人西宮がすきやねん

イ 代表者の氏名 吉 田 知 英

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市染殿町10番5—301号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、重度障害者及び高齢者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業、及び介護保険法の事業並びに、福祉人材の養成に関する事業を行い、障害がどんなに重くても、また高齢になっても地域で安心して生活がおくれる社会作りに寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人みちくさ

イ 代表者の氏名 大 前 衛

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市八上内567番地

## エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、社会参加促進や生活支援に関する事業を行い、障害者の生活の増進に寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人シャクナゲ・子供の家

イ 代表者の氏名 田 中 裕 子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市南郷町14番27号

## エ 定款に記載された目的

この法人は、アジアの恵まれない育成環境に置かれた子供たちに対して、その支援に関する事業を行い、彼らの健全な成長を図り社会に寄与することを目的とする。

13(1) 申請受付年月日 平成24年7月31日

## (2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人播磨地域福祉サービス第三者評価機構

イ 代表者の氏名 安 井 秀 作

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市安田三丁目1番地 姫路市自治福祉会館内

## エ 定款に記載された目的

この法人は、市民、福祉サービス事業者、行政の協働によって、福祉サービスを提供する事業所及び施設(以下、「事業所等」という。)を評価し、当該サービス利用者及びその家族等に対して情報を提供すると共に、福祉サービスの研究調査等を行い、もって、福祉サービスの質の改善と向上を図ることを目的とする。

14(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人日本バイオカイトクラブ  
イ 代表者の氏名 伊 藤 利 朗  
ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市東有岡三丁目111番地の4  
エ 定款に記載された目的

この法人は、健常者及び障害者に対して、凧（バイオカイト）揚げを通じて自然に接し、自然と共生していることを体得する徳育・情操教育に関する事業を行うとともに、飛行原理を学び昨今低下したといわれる理科教育の一助となる事業を行い、子供から高齢者まで障害の有無に関係なくすべての人々がゆとりをもって暮らせる地域社会づくりと福祉の増進及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

15(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人くつろぎの家らく  
イ 代表者の氏名 中 西 基久子  
ウ 主たる事務所の所在地 西宮市松風町3番15号  
エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者あるいは障害者に対して、住み慣れた自宅や地域の中でつながりのある人々とともに暮らし続けていけるよう福祉・介護サービスに関する事業を行い、誰もが地域の中で安心して暮らせる社会福祉の増進に寄与する事を目的とする。

16(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人宅老所光明の家  
イ 代表者の氏名 高 橋 章 子  
ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市光明町29番29号  
エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢或は障害をもっても、今までの生活・趣味などが継続できる社会が来ることを望み、在宅の要介護者に対して、デイサービス・介助者派遣・グループホーム等に関する事業を行い、社会及び地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

17(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人ひょうごグリーンスタッフ  
イ 代表者の氏名 藤 本 さよ子  
ウ 主たる事務所の所在地 小野市市場町879番地  
エ 定款に記載された目的

この法人は、北播磨及び周辺地域住民に対して、花と緑による地域緑化に係る講習会・セミナー、指導者の育成及び育苗・植栽管理の指導等ガーデニングに関する事業を行い、花と緑を愛しみ育む人々の輪を広げ、地域住民と協働して花と緑による色と香りのまちづくりに寄与することを目的とする。

18(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人なかまの家福祉会  
イ 代表者の氏名 兼 子 雅 彦  
ウ 主たる事務所の所在地 姫路市四郷町坂元字小谷274—1  
エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

19(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人ほっと・みのり  
イ 代表者の氏名 吉 田 たみ子

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町大持276—16 上郡町障害者支援センター内

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して地域生活支援事業を行うとともに、地域住民との交流を図るための事業を通して、すべての人が心豊かに安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

20(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こころアートコミュニケーション

イ 代表者の氏名 安 田 千壽子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲風園 1 丁目15番17号

エ 定款に記載された目的

この法人は、すべての人に対して、さまざまなアートによる自己表現を活用して心のメンタルケアに関する事業を行い、心身の活性化と健康に寄与することを目的とする。

21(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ライフサポートはりま

イ 代表者の氏名 出 羽 節 子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市佃町79番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

22(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人川西もみの木

イ 代表者の氏名 山 下 ひろ子

ウ 主たる事務所の所在地 川西市清和台東四丁目 3 番地の18

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

23(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アリラんはんしん

イ 代表者の氏名 康 永 洙

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市芦原町 4 番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県阪神間の在宅で介護が必要な在日コリアン高齢者や障害者その他支援を必要とする人々に対して、居宅介護サービス事業など福祉に関する事業を行うとともに、子育て支援事業及び地域市民との国際交流に関する事業を行い、もって真に人間性にあふれた、より住みよいまちづくりと福祉の増進に寄与する事を目的とする。

24(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハレルヤ福祉会

イ 代表者の氏名 藤 野 守 雄

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市市川台 3 丁目14番地33

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行うとともに、障がい者と地域住民に対して、地域社会との交流・発信事業を行い、障がい者の日常生活指導や訓練、また軽作業や様々な活動を通じて、生き甲斐があり安心して働ける職場づくりと、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

25(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本災害救援ボランティアネットワーク

イ 代表者の氏名 渥 美 公 秀

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市櫛塚町2番20号 西宮商工会館南館

エ 定款に記載された目的

この法人は、災害から市民の生命並びに財産を守るため、災害救援に携わる国内外のボランティア団体・その他の各種団体等が互いに協力し、かつ、行政機関と緊密な連携を保ちながら行う速やかな被災者の救援、更には被災地域の復興活動を側面から支援することを目的とする。

26(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人西宮市身体障害者連合会

イ 代表者の氏名 片 倉 早 苗

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市染殿町8番17号 総合福祉センター内

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県西宮市における肢体障害者・視力障害者及び聴力言語障害者（以下「三障害者」と総称する。）並びに三障害者を理解し支援する団体（以下「関係諸団体」という。）に対してガイドヘルパー・手話奉仕員・要約筆記者の派遣に関する事業並びに住宅重度身体障害者の自動走行車燃料費の助成事業及び三障害者の福祉の基礎となる平和・人権擁護・災害救援・社会教育・地域社会との交流に関する事業や関係諸団体への支援の事業を行い、三障害者の福祉の増進並びに日常生活及び社会生活における自立の促進に寄与することを目的とする。

27(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人近畿青少年文武両道育成会源武館

イ 代表者の氏名 福 井 昌 勝

ウ 主たる事務所の所在地 川西市栄根二丁目6番36番

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本及び外国の青少年に対して空手道及び外国語の普及に関する事業を行い、青少年の健全育成と国際人の育成に寄与することを目的とする。

28(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ハート・ケア・ステーション

イ 代表者の氏名 佐 藤 薫

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市野口町古大内302番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な地域の高齢者、障害者、それらの家族、その他のケアを必要とされる方などの地域住民に対して、居宅介護や介護に関する相談支援、身寄りのない高齢者や障害者の家族役となる事業を行い、福祉の向上、いきがいを実感でき、安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

29(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人兵庫県ネイチャーゲーム協会

イ 代表者の氏名 小 畑 孝 二

ウ 主たる事務所の所在地 明石市大久保町高丘一丁目15番地の4

エ 定款に記載された目的

この法人は、ネイチャーゲームの普及及び振興に関する事業を行い、もって広く県民の心身の健全なる発達と、自然とのふれあい活動の推進に寄与することを目的とする。

30(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人福祉苑リーベの会

イ 代表者の氏名 江 口 貴 博

ウ 主たる事務所の所在地 明石市日富美町5-16 ハリマビル1F

エ 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、障害者小規模作業所の運営、障害者自立支援法に基づく地域活動支

援センター事業、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業、障害者の保健福祉に関する啓発・交流、障害者とその家族の相談援助事業を行い、その中で、自立と協調性を養い、さまざまな経験を通じて社会のルールの確立を図り、周辺の人々との交流を通じて、誰もが住みやすい社会の構築と社会福祉の発展に寄与することを目的とする。

31(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ぶるうみい

イ 代表者の氏名 釜 堀 久美子

ウ 主たる事務所の所在地 伊丹市寺本 3丁目203—1—102

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者とその家族に対して、生活支援や相談支援に関する事業を行い、地域福祉の増進を図り、誰もが暮らしやすいまちづくりに寄与することを目的とする。

32(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人西宮市マンション管理組合ネットワーク

イ 代表者の氏名 中 野 敬偉子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門川町12—7—203

エ 定款に記載された目的

この法人は、マンション居住にかかわる管理組合、諸団体、市民など幅広い人々に対して、マンションの管理について、運営および建物施設の維持、保全、建替え等の情報交換を推進すると共に、広報活動および研修等による支援事業を行い、もって、適正なマンション形成によるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

33(1) 申請受付年月日 平成24年 7月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人関西イー・エルダー

イ 代表者の氏名 板 谷 哲 男

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市高座町12—18—810

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県内地域及び近隣の住民に対して、ITの知識・技術とそれに基づく問題解決能力の向上の支援を通じた、当該地域の街づくり及び情報化社会の発展等に関する事業を行い、地域社会の利益に寄与することを目的とする。

## 病 院 局 公 告

### 入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 8月24日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県立西宮病院長 河 田 純 男

#### 1 入札に付する事項

(1) 工事名

兵庫県立西宮病院防災盤等改修工事

(2) 工事場所

西宮市六湛寺町13番 9号

(3) 工事概要

工種 電気工事

防災盤等の更新

(4) 施工期間

着工の日から平成25年 3月25日（月）まで

(5) 最低制限価格

有

(6) 低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

(7) 入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

(8) 契約締結予定日

平成24年9月下旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 部分払 無

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による電気工事業に係る許可を有すること。

ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が電気工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

オ 兵庫県神戸県民局、阪神南県民局及び阪神北県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成24年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の電気工事においてAの等級（社会貢献評価数値40点以上の者）又は、Bの等級（技術・社会貢献評価数値5点以上の者）に格付けされていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 兵庫県発注の電気工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、電気工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(7) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(i) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

平成24年8月24日（金）から同年9月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）  
〒662-0918 西宮市六湛寺町13番9号  
兵庫県立西宮病院総務部経理課  
電話（0798）34-5151

#### 5 入札参加資格確認資料の交付

- (1) 交付期間  
平成24年8月24日（金）から同年9月3日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 交付場所  
前記4(2)に同じ。
- (3) 交付方法  
無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。  
なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

#### 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

- (1) 提出期間  
平成24年8月24日（金）から同年9月3日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 提出場所  
前記4(2)に同じ。
- (3) 提出部数  
1部
- (4) 提出資料等  
ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）  
イ 設計図書貸与申込書（様式9号）
- (5) その他  
ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。  
イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。  
ウ 提出された申込書等は、返却しない。  
エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

#### 7 設計図書に対する質問

- (1) 設計図書に対する質問  
設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。  
ア 提出期間  
平成24年8月27日（月）から同年9月3日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）  
イ 提出場所  
前記4(2)に同じ。
- (2) 回答書の閲覧  
ア 閲覧期間  
平成24年9月6日（木）から同月13日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）  
イ 閲覧場所  
前記4(2)に同じ。

#### 8 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時  
平成24年9月14日（金）午前10時
- (2) 入札及び開札の場所  
西宮市六湛寺町13番9号

## 兵庫県立西宮病院 第1研修室

## (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

## (4) 入札保証金

免除する。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(設計図書に示す様式)を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者(最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

## (6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

## (7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。



なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

#### 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内（兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。）に提出すること。

##### ア 提出部数

1部

##### イ 提出資料等

###### (7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

###### (4) 建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

###### a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

###### b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

##### ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### 11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県立西宮病院が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。



## (9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 中間前払金 有

ウ 部分払 有

履行期間中2回以内とする。

エ 中間前払金と部分払の選択該当工事の別 有

## 2 応募方法

単独企業による。

## 3 入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

## (1) 資格要件

ア 政令第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事業に係る許可を有すること。

ウ 兵庫県の競争入札参加資格の工種が管工事であること。

エ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

オ 兵庫県東播磨県民局、中播磨県民局、北播磨県民局及び神戸県民局管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、平成24年度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてA等級（技術・社会貢献評価数値10点以上の者に限る。）及びB等級（平均工事成績75点以上の者又は総合数値660点以上の者で技術・社会貢献評価数値10点以上の者に限る。）に格付けされていること。

カ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

ク 本工事に係る設計業務等の受託者でなく、また、次の(イ)又は(ウ)に該当しないこと。

(イ) 本工事に係る設計業務等の受託者 株式会社 鷲尾建築設計事務所

(ウ) 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資総額の100分の50を超える出資をしている者

(エ) 代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている者

ケ 兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を下記6(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第4条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

## (2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たす建設業法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(イ) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(ウ) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置技術者を変更することは認めない。

## 4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

## (1) 閲覧期間

平成24年8月24日（金）から同年9月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒673-8558 明石市北王子町13番70号  
兵庫県立がんセンター総務部経理課  
電話 (078) 929-1151

## 5 入札参加資格確認資料の交付

### (1) 交付期間

平成24年8月24日（金）から同年9月3日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 交付場所

前記4(2)に同じ。

### (3) 交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、設計図書貸与申込書を提出した翌日から起算して4日以内に貸与する。

なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

## 6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書及び設計図書貸与申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

### (1) 提出期間

平成24年8月24日（金）から同年9月3日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

### (2) 提出場所

前記4(2)に同じ。

### (3) 提出部数

1部

### (4) 提出資料等

ア 制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書（様式2号の2）

イ 設計図書貸与申込書（様式9号）

### (5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

## 7 設計図書に対する質問

### (1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

#### ア 提出期間

平成24年8月27日（月）から同年9月10日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 提出場所

前記4(2)に同じ。

### (2) 回答書の閲覧

#### ア 閲覧期間

平成24年9月13日（木）から同月20日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）  
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

#### イ 閲覧場所

前記4(2)に同じ。

## 8 入札手続等

### (1) 入札及び開札の日時

平成24年9月21日（金）午後2時

### (2) 入札及び開札の場所

明石市北王子町13番70号

兵庫県立がんセンター 本館2階会議室

## (3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

## (4) 入札保証金

免除する。

## (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までには到達していること。

イ 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

ウ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。

カ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(設計図書に示す様式)を提出すること。

コ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記9において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者(最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

(4) 初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記9(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

## (6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

## (7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことができ、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めるところがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同

制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書(封書)を投函した後においては、入札書を書き換え、引き替え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

#### 9 落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

(1) 病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

(2) 落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して2日以内(兵庫県の休日を定める条例に定める県の休日を除く。)に提出すること。

ア 提出部数

1部

イ 提出資料等

(7) 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式6号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

(4) 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに設計業務受託者関係

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式7号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c 設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

ウ 提出方法

前記4(2)の場所に持参する。

エ 資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ 提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ 提出された資料は返却しない。

キ 資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面(様式は任意)を持参(郵送又は電送によるものは受け付けない。)し、説明を求めることができる。

ク 入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

#### 10 落札者の決定方法

(1) 落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としなないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

#### 11 契約の締結

- (1) 落札決定の日から7日以内に、兵庫県立がんセンターが作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。
- (2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

## 12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 兵庫県（兵庫県立がんセンター）を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

## 13 その他

- (1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。
- (2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること）。
- (3) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。
- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

## 警 察 本 部 公 告

## 落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成24年 8月24日

契約担当者

兵庫県警察本部長 倉 田 潤

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量  
X線マイクロアナライザー 一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年 8月 7日
- 4 落札者の名称及び住所  
日立キャピタル株式会社法人事業本部関西法人支店 大阪市西区靱本町1丁目11番7号
- 5 落札金額  
850,185円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成24年 6月26日